

教育民生常任委員会

(平成28年 1 月 27 日)

○ 伊藤嗣也委員長

どうもおはようございます。それでは、ただいまから教育民生常任委員会を開催いたします。

土井委員からは、所用のためご欠席の連絡をいただいております。

なお、当委員会におきましては、本日、インターネット中継を行っております。ご協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

次に、本日の事項についてですが、まず、休会中の所管事務調査といたしまして、健康福祉部関連の生活困窮者自立支援制度についてを取り扱っていきたいと思います。

所管事務調査終了後には、1月9日に開催されました議会報告会、シティ・ミーティングでいただいたご意見等について、確認と整理をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事項書に基づきまして、休会中の所管事務調査といたしまして、生活困窮者自立支援制度についてを取り扱っていきます。

まず、最初に、部長から一言どうぞ。

○ 永田健康福祉部長

おはようございます。

今週の月曜日には、スポーツ・文化振興議員連盟のほうで活躍の機会を与えていただきましてありがとうございました。

本日は、生活困窮者の自立支援制度ということで、資料のほうをつくらせていただきました。ご説明もさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、資料の説明をお願いします。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

保護課の武藤でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうから資料を説明させていただきます。

所管事務調査資料の1ページをごらんください。

生活困窮者自立支援制度の説明になります。

1、制度の概要です。

(1) 生活困窮者自立支援法は、平成27年4月1日より施行されております。この法律は、生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化することが目的となっております。

(2) 生活困窮者自立支援制度の概要です。

①包括的な相談支援としまして、自立相談支援事業を行います。この事業は、現在、生活保護は受給しておりませんが、日常生活を営む上で何らかの支障、例えば、失業している、家賃を滞納して立ち退きを迫られている、多重債務で生活が苦しいなど将来的に生活保護となる可能性のある方に対して包括的な相談支援を行います。

その相談を受ける中で、②本人の状況に応じた支援として、以下の事業を行うことができます。居住確保支援としまして、住宅確保給付金の支給、この事業につきましては、離職により住居を失うおそれのある方などに対して、就職活動を支えるための家賃費用——家賃だけの費用——を有期、原則3カ月、最長9カ月給付する事業でございます。

なお、①の自立相談支援事業と、この住宅確保給付金は必須事業といたしまして、各自治体が必ずやらなければならない事業となっております。逆に言いますと、他の事業については、実施の可否については自治体の判断に委ねられております。

下へ行きまして、就労支援といたしまして、就労に向けた準備が必要な方に対して就労準備支援事業、この事業につきましては、生活リズムが崩れているなど、就労に向けた基礎能力の形成が必要な方に対して日常的・社会的自立のための訓練を行います。例えば、昼夜が逆転しておる方については毎朝訪問したり電話をしたりして起きておくことを確認したり、集団行動が苦手な方に対しては集団で公共施設の清掃を行ってもらおうとか、コミュニケーション能力のない方については模擬面接を行うとか、そういうような訓練を行います。

このような訓練を行っても、なお一般就労が困難な方につきましては、認定就労訓練事業といたしまして、中間的就労の推進を行いなさいということになっております。この事業につきましては、市が直接事業を行うのではなくて、就労訓練を行うことができる事業所を三重県が認定します。認定された事業所に対して、市は対象者をあつせんする役割を担っております。

下へ行きまして、就労阻害要因がなくて、早期就労が見込まれる方につきましては、自治体とハローワークとが一体的に就労支援を行っていきます。四日市市の場合、平成26年の4月より市保護課の横にハローワークの就労相談コーナーが設けられました。市とハローワークが一体となって生活保護受給者を含む生活困窮者に対して就労支援を行っております。

下へ行きまして、緊急的な支援、これにつきましては、対象者はホームレスです。一時生活支援事業としまして、住居喪失者に対して一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供します。この事業につきましては、名古屋市等の大都市で既に従来から行われておる事業です。

下へ行きまして、家計再建支援、これにつきましては、家計のやりくりが苦手な人に対して、家計簿をつけてもらい、市が無駄な部分をアドバイスする支援でございます。

最後に、子ども支援といたしまして、貧困の連鎖の防止のために子供の学習支援事業、これは、生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供に対して学習支援や保護者への進学助言等を実施します。四日市市におきまして、ことし、四つの任意事業のうち、この最後の子供の学習支援事業を行っております。

次、ページをめくっていただきまして、2ページをごらんください。

2番、事業の実施状況です。

(1) 自立相談支援事業の実施状況といたしまして、新規相談受け付け件数を月ごとに記載してございます。下段は参考のために三重県全体の数字も載せさせていただきました。ちょっと明白ではございませんけれども、景気の動向がまただんだんよくなっておりますので、8月以降、少しずつ相談は減ってきておる状況でございます。

(2) 住居確保給付金の実施状況につきまして、給付世帯数と支給額を年度ごとに記載してございます。この事業、平成27年度から支援法の事業となりましたけれども、事業自体は、平成21年10月から実施しております。ご存じのとおり、平成20年の後半、リーマン・ショック以降、失業者が急増しました。中でも、派遣社員を中心に、失業とともに社宅も出なければならないことで、住居も失ってしまう方が急増しましたので、それに対応した制度でございます。給付世帯数を見ていただきますと、平成22年度と23年度をピークにしまして、以降、景気のなだらかな回復に伴いまして、世帯数は年々減っております。

3番、学習支援事業の実施状況です。貧困の連鎖の防止のため、将来の高校進学に向けて、生活保護世帯の中学生、特に3年生を優先して対象に、学習塾等へ学習支援を委託す

る事業を四日市市でやっております。具体的に言いますと、夏休みから毎週1回、2時間、無料で学習塾に通っていただいております。この事業につきましては、平成25年、26年に三重県がモデル事業として実施しております、四日市市はそれに参加しております。定員は20人です。表の最後を見ていただきますと、平成27年度の利用者は、中学3年生が10人、2年生が8人、1年生が2人、合計20人となっております。

(4) その他としまして、これは直接支援法の事業ではございませんけれども、ハローワークとの連携としまして、市内の先ほど申しました就職相談コーナーでの支援者数とそのうち就職が決定した人の人数を月別に書いてございます。12月末現在で、支援者数175人、就職決定者数101人となっております。

3ページをごらんください。

3ページ、3番、今後の課題です。

まず、(1) 自立相談支援事業については、①生活困窮者を発見する方策の検討が必要です。現在、生活保護の相談の中から対象者を発見しておりますが、より多くの対象者を把握するための方策を検討していく必要があるかと考えております。

②実施方法の検討です。現在、四日市市においては、直営方式としまして、相談事業を市が直接行っております。この方法と、他市におきましては、より幅広く対象者を把握できるように、地域に密着した事業所に委託しておるところもございます。直営か委託か、どちらが有効なのかを検討していく必要があるかと考えております。

(2) 学習支援事業についてですが、この事業につきましては、中学生の対象者数――今年度は113人みえますが――に対して利用者数20人ということで、2割弱の利用者数――これは定員が20名に限られておる関係もございませぬけれども――しかございませぬので、より多くの中学生が利用できるような方策を検討していく必要があるかと考えております。

(3) その他の任意事業について。先ほども申し上げましたけれども、四日市市、平成27年度は子供の学習支援事業のみを行っております。今後、他の事業についても取り組んでいくのかいかないのか、先進都市の取り組み事例も確認していきながら、検討していく必要があるかと考えております。

(4) ハローワークとの連携について。失業状態にある生活困窮者の中には、就労意欲に課題がある方、あるいは、病気や障害、ひきこもり等、課題を複数抱えておられる方がみえますので、就職してもやめてしまう場合がございます。ここでは控え目にあると書き

ましたけれども、就職してもやめてしまわれる方がかなり多くございます。ですので、やっぱり粘り強く支援をしていく必要があるかと考えております。

続きまして、4ページをごらんください。

このページでは、参考といたしまして県内各市と同格市の事業実施状況を表にまとめてございます。一番左側は自立相談支援事業の運営方式を記載させていただきました。県内で直営が6市、委託が8市ございます。ちょっと確認したいのは、例えば津市ですと、自立相談支援事業の運営方式は直営となっておりますが、就労準備、家計相談、学習支援全部を行っておりますが、この事業については事業所に委託しております。

続きまして、右側に任意事業の実施状況を記載しております。就労準備が三重県内6市、家計相談が8市、学習支援が9市で今年度実施しております。四日市市は、四つの任意事業のうち三つの事業は平成27年度実施しませんでした。その理由としまして、まず、就労準備と家計相談につきましては、これ、ほかの市は社会福祉協議会、あるいは、地域若者サポートステーションに事業を委託して実施しておるんですけれども、わざわざ委託しなくても自立相談事業をやる中で家計相談、就労準備をやれるのではないかと判断したのと、もう一点、生活困窮者自立支援法の事業は金銭給付が伴いません。金銭給付が伴う生活保護の指導においてもなかなか従っていただけない中、金銭給付がなくて果たして効果的な事業ができるのか。もしくは、もっと言いますと、利用者がおるのかどうかちょっとつかめませんでしたので、27年度は実施を見送らせていただきました。

今、この2事業を実施しているところに事業の状況はどうかと問い合わせたところ、どこの自治体もやはり利用者不足が悩みだと聞いております。ほとんどのところが利用者5人以下、小さいところだと、事業は委託したけれども利用者がほとんどないというところも二、三ございました。

それと、あと、家計相談につきましては、当市におきましても自立相談事業をやる中である程度の収入があるけれども生活が苦しいという方については、白紙の家計簿を渡しまして家計簿をつけてください。今度相談に来るときは、その家計簿を持ってきてくださいというお願いをしておるんですけれども、それに応じていただいた方は残念ながら今のところいない状況でございます。この事業の実施につきましては、もうしばらく様子を見させていただきたいと思っております。

続きまして、一時生活支援事業、ホームレスに対しては、現在、四日市市では、隣の菟野町に救護施設が、また、市内に1カ所、無料低額宿泊所がございまして、ホームレスの

方に対しては、その施設を利用することで対応させていただいておりますので、これでのところはまだ十分かなと考えてございます。

私のほうからは以上でございます。よろしく申し上げます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご意見、ご質疑がございましたら、ご発言願います。

○ 三木 隆委員

学習支援事業についてですが、26年度の定員が23名で、27年度が20名と減ってきておると、対象者が113名もおって利用者が少ないと、ここの部分はどういうふうに考えておられるんですかね。その対策というか、そのコマーシャルというんですか。利用してもらうという部分で。それをお聞かせ願いたいです。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

26年度も定員は20名でしたが、希望者が3人余分にありまして、業者に3人多いけどよいかと問い合わせたところ、よいということで23名になっております。定員は3年とも20名です。

利用者につきましては、まず、高校3年生については、ことし39名おりましたけれども、担当のケースワーカーから全員に電話で説明させていただきました。その結果が10人でしたので、次は、2年生を対象に42人全員に電話でこういう事業があるけれども来いへんかということで、担当ケースワーカーから連絡させていただいております。コマーシャルについてはそのところと、あと、校長会で校長先生にもお願いしまして、学校も、生活保護家庭は把握しておりますので、学校からも授業を受けるように勧めてくださいということもお願いしております。

利用者が少ないのは、まず1点、ちょっと親の意識がどうしても低いところが1点と、あと、これは運営の方法にも問題はあろうかと思えますけれども、今、四日市駅前の学習塾に来ていただくという対応をしておるんですけれども、生活保護家庭というのは、親が車を運転することができません。世間一般には親が車で送り迎えして学習塾に通っておる

パターンが多いかと思えますけれども、こういうところもちょっと利用者が少ないところであろうかと考えております。

以上でございます。

○ 三木 隆委員

大変よくわかりました。ありがとうございました。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

○ 樋口龍馬委員

よろしく申し上げます。

今、拝見させていただいて、状況についてお話をいただいたんですけども、こだわるわけではないんですが、前回、一般質問のときに、県の政策との連携についてということで、今後図っていくということが部長のほうからあったんですけど、こちらの資料の中から見えてこないんですけども、どういう形で進捗しているのか教えていただきたいんですが。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

県との連携ということによろしいでしょうか。

○ 樋口龍馬委員

県や国の施策、さまざまな政策、施策との連携という点について結構です。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

県の施策としまして、諏訪栄に北勢地域若者サポートステーションという施設がございます。これは、15歳から39歳までの引きこもりやニートに対して就労するための能力を育て、就労を支援する制度でございますが、この若者サポートステーションとは絶えず連携をとっております。今、生活困窮者1名の方がここで訓練を受けていただいております。

私のほうからは以上でございます。

○ 樋口龍馬委員

県が展開する女性の就労支援の対策事業とぜひ連携を図っていただきたいという旨の質問をさせていただいて、図っていくということだったんですが、図っていないということですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

その事業につきましても、当市の就労支援員がお邪魔させていただきまして、適宜連携をとっています。

以上です。

○ 樋口龍馬委員

例えば、イオンモールのほうで就労支援相談をしたりとかということをしているわけですよね。それを把握はしてみえますよね、もちろん。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

はい。

○ 樋口龍馬委員

それやったら乗っけてもらったらいいのになというふうに率直に思いますし、何で乗せられなかったのか、そこら辺を教えてもろうていいですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

今、当市の就労支援なんですけれども、ハローワークへ同行訪問して、一緒に仕事を探すという方式と、今一番、重点を置いておるのが、先ほど申し上げました保護課の横にハローワークの職員2名がおりまして、就労相談コーナーを設けております。保護課のケースワーカーもそこへ行って、一緒に仕事を見つけられますので、そこが使い勝手がよいという点が一つでございます。また、あと、イオンモールとかの出先機関になかなか行くよりは、そっちのほうがちよっと使い勝手がよいかなという点で、ハローワークの就労相談コーナーを重点的に使用しておるのが現状でございます。ただし、今後も連携はとって

かせていただきます。

○ 樋口龍馬委員

それだったら、一般質問の答弁と全然違うでしょう、部長。それ、部長のほうから。

○ 永田健康福祉部長

県の施策はさまざまあると思います。それで、この間は女性の施策ということでご提案をいただいたということだと思います。それがまだ十分できていない部分はあるかとは思いますが、やはりイオンモールの場合とか、やはり生活保護受給者が必ずしも通うのには難しいかなというところもありますので、例えば、男女共同参画課の部分でやっていただくような女性施策の機会とかを生かして連携を深めていきたいというふうには考えております。

○ 樋口龍馬委員

何のための会議録かなと思いつつ、今、会議録も照らし合わせながら、県の事業も見ながらさせていただいて、自分の提案を飲んでいないからしつこくしているわけではなくて、やはり責任のある、その一般質問をつくる時のヒアリングのときからずっと一緒にさせていただいて、活用していくというような話の流れの答弁も頂戴しながら進めていて、不十分じゃないかなというふうに思います。そこに実際に付き添ってついていくということじゃなくて、紹介もしていないということではよろしいですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

たしか支援員が一緒に行かせてはいただいておりますし、決して連携をしていないわけではなくて、これから随時、連携をとっていきたいかと考えております。決して連携がとれていないわけではございません。

○ 樋口龍馬委員

もうしつこくなるので最後にしますけれども、それは三重県の就労支援施策と連携を図っていくということであって、県の窓口との連携を図るというのは一緒であって一緒じゃないというふうに思うんです。さまざまな県のメニューを理解して、それを就労支援の場

で案内を差し上げて連携を図るといふか、つなげていってあげるといふことが大事なのであって、このどの事業を使って就労をしたっていいんですけど、就労の窓口の幅を広げてあげることが大切ですよねという話をさせていただいて、進めてきていたのに、進捗どころか何も取り組んでいただけていない現状といふのは非常に残念だといふことをコメントさせていただいて終わります。

○ 伊藤嗣也委員長

答弁ですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

正直、樋口委員の相談を受けるまでは、女性のための就労支援相談という施策があることも恥ずかしながら知りませんでしたけれども、樋口委員の質問を受けてからは支援員も一緒に行っておりますので、そのあたりはご理解ください。今後の連携は進めていきますので、よろしくお願いします。

○ 伊藤嗣也委員長

樋口委員、よろしいですね。

他にございますか。

○ 太田紀子委員

ちょっとなんか、聞きたいんですけど、柔軟な働き方を必要とする方といふことで、中間的就労といふのを推進されていると聞いているんですけど、大体何人ぐらいの人が、また、内容的に、やっぱり期間もこれは決められているものなのかどうかといふことを教えてください。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

先ほども申しましたように、これは、三重県が就労訓練を行うことができる事業を認定しまして、市はその事業所に対して対象者をあつせんする役割を担っておるんですけども、今のところ四日市市で1事業所だけ、県全体で7事業所認定しておりまして、そのうち1事業所が事業を行っております。それについては、諏訪栄にある伊勢おやき本舗とい

うところで、おやきの製造販売、それと、広告の補助ということをやっております、定員は5名でございます。

期間が何年かということですが、おおむね6カ月から1年というのが期間となっております。

以上です。

○ 太田紀子委員

今、これ、お店が1軒ということなんですけれども、必ずしもこの働き方というか、こういう職種が合わないという方もみえますよね。そういった場合に、もうちょっと事業所をこの四日市市内で広げるというか、ふやすとか——例えば、工場であったりとか——そういうことは考えてはみえないんですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

今のところ直接は行っておりませんが、他都市の状況を聞いてみますと、一番多いのはやっぱり田舎のほうで農家の作業をすとか、漁業の作業をすとか、そういうところが多いようです。開拓するのにある程度、助成金も要るだろうし、そのあたりは今のところ他市の状況を探っておるところでございます。

以上です。

○ 太田紀子委員

ぜひとも就労のそういう機会というか、訓練の場所を広げていてもらいたいのと、6カ月と言いますが、その後、その方たちは一般的な就労の仕方というのはされているのでしょうか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

伊勢おやき本舗におきましては、6カ月から1年間訓練を受けて、それで働けるなど判断されたら正社員になっておる方もおると聞いております。

○ 太田紀子委員

その方におやき本舗がベストマッチというか、いいあれやったんでしょうけれども、ぜ

ひとつもう少し助成金もお金も要ることですけれども広げてもらって、働きたいと思っている人がなかなか働けない状況なもので、これからも進めていっていただきたいということをお願いして終わります。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

○ 森川 慎委員

その伊勢おやき本舗さんのところで訓練していただいて就職できるのかな。その後というのは、おやき本舗さんで正社員という道以外にはどんなふうに、何かほかのところを紹介するとか、その辺はどうなんですかね。もうそこだけ。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

今のところ、先ほども申しましたように、利用者が1名ですので、そのあたりはなかなか例がないんですけれども、伊勢おやき本舗さんがおっしゃるには、もしほかのところにも就職されても、その後のフォローもさせていただきますという返事をいただいております。

○ 森川 慎委員

それプラス、そのほか、先ほどのほかの企業への働きかけというのはなかなか弱いのかなという部分で、ぜひ今後、開拓というか、期待していますので、ぜひお願いしたいと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

意見でよろしいですか。

○ 森川 慎委員

意見です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

○ 中川雅晶委員

中間的就労の件で、例えば、先進地のそういう自立支援プログラムを持っているところの視察とか、調査とかされた経緯はあるかどうかだけちょっと確認。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

今年度、就労準備事業をしているところが6市、三重県でありました。その6市にはどういうことをやっておるか問い合わせてはおります。

○ 中川雅晶委員

県内のみの調査をされたということですね。もう少しちょっと広げて、じゃ、これは何のためにやるのかというところは、じゃ、何のためにこれをやるんですかね。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

やはり自力で働けない方の自立を目的にやるんだと考えております。

○ 中川雅晶委員

それぞれの自立のステージがあると思うんですけど、なかなか日常生活を――先ほども昼夜逆転の話をされていましたが――生活を自立をと、社会生活をできるようにとか、日常の自分の生活ができるようにとか、それから、社会とのかかわりが持てると。経済的な自立というのも最終的にはあるかもしれないんですけど、なかなか今のいきなりハローワークへ行って、経済的な自立、就労だけでは厳しい状況があるので、そういう中間的就労とかという考え方も出てきたし、また、自尊感情をやっぱりもう一回取り戻していただくという部分においても、中間的就労という考え方があるので必要やというところがまず僕はあると認識をしておるんですけど、先ほど聞いたら、農業とか漁業とかを中間的就労で考えていますけど、これ、一般就労でもなかなかきつい職場じゃないですか。それを中間的就労の場としてどうなのかなと、それは本当に大丈夫なのかなというところと、もう少しちょっと視野を広げて、いろんなところの可能性というのをぜひ調査をしたりとか、聴取をしたりとかして、県に具申をするとか、こっちからいろんな調査を投げかける

とかということも必要ではないかなと思うんですが、その辺の意向とかもあるんですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

先ほど農業とか漁業と申し上げましたけれども、決して重労働をするわけではなくて、1時間程度、本当に補助をするという認識でお願いします。確かにこれ、中川委員がおっしゃいますように、もうちょっとこれからこの事業について、三重県、あるいは他都市の情報を集めていきたいと考えております。

○ 永田健康福祉部長

若者サポートステーションなんですけど、全国的にいろんな事業のやり方をしております。私自身も相模原市の若者サポートステーションというのは見せていただいたことがあります。いろんな対象者がありまして、若者サポートステーションによっても非常に程度の軽いといいますか、比較的一般就労に近い方と、障害者に近いような方、あるいは、もう引きこもっていて、なかなかそこへ出してくるのが難しい方というのがあります。それで、若者サポートステーションもやはりある程度、ノウハウの蓄積というのがかなり重要になっておりまして、なかなか重たいところを上手にやっているところというのは、東京のあたりでも限られているという状況です。

訓練をいたしましても、ノウハウのないところが必ずすぐ就労の訓練をできるかということになると、なかなか難しいところがございます。ですから、例えば、相模原の事例で言いますと、サポートステーション自身がそういう開拓に、例えば、大型スーパー銭湯なんかの荷物の整理とか、そんなのをさせてくれやんかとか、そういうような具体的な開拓に行ったりして、広げていっていると。

ですから、そういうサポートステーションの協力も得ながら、出先といいますか、就労先も相談に乗っていただく、その支援を行政としてどのようなことができるのかというのは考えてはいく必要があるというふうに思っています。

本当にその一人一人が障害者に近い方、ですから、障害者であれば中間的就労の場所、たくさん市内にもあるわけですが、そこへ行かない方で、なかなか一般就労の難しい方ということで悩んでいるというのがサポートステーションの現状であると思います。その辺は、これからもサポートステーションとも話をしながらどんな協力ができるかは考えていきたいと思っております。

○ 中川雅晶委員

今部長がおっしゃられたように、なかなかそういう視野でやっていかなきゃいけないのは私も同じ意見なんですけど、だからといってこの事業が私たちも認識しておかなければいけないのは、いろいろあの手この手でやっても、それがなかなか最終的な目標である経済的な自立までつながるかという、なかなか難しいのがどこの自治体でも結果として出ているので、やっぱりそれはある程度、腹に据えた上で、それでもやっぱりやっていかなければならない事業やと僕は思っているんで、あんまり効果ばかり焦ったりとか、その数字ばかり追いかけているという事業ではないところの難しさがあるんですけど、逆に言えば、このことをしっかりとやっていかなきゃならないというか、最終的には行政の役割とかというの問われる事業でもあるので、ぜひ継続的にやっていただくというのをお願いしたいのと、それから、例えば、さっきの学習支援事業なんかにおいても、学習支援の事業を中間的就労と言っていいかわからないんですけど、担ってもらっているようなプログラムもあったと僕は思っています。たしか釧路市がそういうような事業も展開されていて、生活保護を受給されている方がそういうところに出かけて行って教えておられる。それは全ての人ができるというわけではないんですけど、やっぱり高学歴の方もおられるので、そういう人材を活用することに応じて、自尊心とか、もう一回生きがいとかを取り戻されているとかということの事例の紹介とかがありましたので、そういうことも一つ。今回のやつは全部塾にお願いねと言っている委託事業なので、そこに今の四日市がやっている学習支援事業の中に入り込む余地はないかとは思いますが、そういうこともいろいろ調査研究をして進めていただくようお願いをしたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

学習支援の方法としまして、三重県内では、四日市は塾へ通っていただくという事業を取り入れておりますが、そのほかに、教員OBなどを雇いまして、中学生とか小学生の世帯を訪問しまして、学習を教えるとともに、学習する条件の整備を行うという観点から、母親にも助言をすとか、そういった事業をしておる市もあります。どっちがいいのかということは今から検討していきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○ 小川政人委員

学習支援事業の実施状況というの、これって効果の検証はしておるのか。それとも、例えば、3年生やったら、進学率はどうなっておるのかとか、その辺はどうしておるのか。わかっておるのか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

効果でございますけれども、平成25年度は、中学生3年生17名のうち、全日制へ14名進学しております。あとの3名も定時制、通信制へ通っております。これは他の生活保護世帯よりも高い数字になっております。ところが、ちょっと26年度は成績が悪いんですけれども、3年生11名のうち、全日制へ6名、定時制、通信制へ3名で、あと、2名はちょっと高校には進学できませんでした。

ただ、生活保護世帯の進学率でございますが、平成27年度につきましては、四日市市全体で98.4%に対して、生活保護受給者は93.9%とやっぱり少し低くなっております。今年度、また3年生10名のうち何名高校へ行けるのかというのは、また検証していきたいと考えております。

以上でございます。

○ 小川政人委員

進学率はわかったけど、これをやって、じゃ、学校で成績が上がったとか、そういう部分はわかっておるのかな。ただ進学だけじゃないでしょう。進学なんて、今、高校へ行こうと思ったら誰でも行けるんやろう。親がやろうという気があったら、成績はほとんど、拾ってもらっている——途中でやめていく子もおるけれども——そういう部分じゃなくて、これ、校長先生ともとかという話もあったけど、学業として成果が、ここへ行くことによってあったのかなかったのかというのは、わかっているのかな。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

申しわけございません。その点につきましては、ちょっと確認しておりませんので、これから至急確認させていただきたいと思います。

○ 小川政人委員

学習支援というのは、進学支援か、それとも、学業を上げるための支援か、どう考えておるのか、進学さえすればいいと言うのやったら、銭だけ出したらそれで済む話やし。もともと僕の考え方やったら、こんなもの必要ないわと。何のための義務教育やという話やで、ちゃんと義務教育でこんなもの貧富の差なしに成績を向上させるのが教育委員会の役割やと思っておるけれども、そうじゃなくって、一概にそんなことをせんようにするのがましなんかという話もあるんやろうで。だから、しておって効果があるんやったら、みんなにこれ、もっと広げなあかんし、これは20人というのは予算枠か、定数で言っておるのか、どっちなんや。今、3人余分にふやしてもええかと言われたで、オーケーやったという話もあったやんか。そうすると、金額で言っておるのか、どうなんやね、それは。

○ **武藤健康福祉部参事兼保護課長**

まず、予算額が決まっておりますして、予算額の範囲内で事業をやってくださいという選択の仕方をしてございます。

○ **小川政人委員**

その前のもう一つ。

○ **武藤健康福祉部参事兼保護課長**

高校生の件ですけれども、生活保護受給者の学歴を見ますと、中学校卒業、高校中退というのが非常に多くなっておりますので、まずは高校だけは卒業してもらおうという前提に立っております。

○ **小川政人委員**

ここへ行って成績は向上したのかと聞いておる。その効果はどうなんやと。そういうもの何も調べてないんやろう。

○ **武藤健康福祉部参事兼保護課長**

先ほど申し上げましたように、申しわけございません。成績が上がったかどうかまでは検証しておりませんので、これから検証していきたいと思っております。

○ 小川政人委員

学習支援やのに効果を検証していないって、そんなもの学習支援にならんやない。わからんやったら。

○ 永田健康福祉部長

おっしゃっていただいたように、確かに効果の検証というのは重大だと思います。まず、小川委員から先ほど何のためにやるのかというお話もございました。一つは、やはり生活保護を受けた家庭の子供がまた大人になってから生活が不安定で生活保護に陥るという負の連鎖と呼ばれるものがございます。それを何とか断ち切れないうこととやろうとすることの事業でございまして、その一つでは、やはり先ほどおっしゃっていただいたように学習の効果というのは把握する必要があると思いますので、それは教育委員会とちょっと連携をさせていただきます。

その効果ですけど、じゃ、どういう効果を期待するのかというと、やっぱり基本は読み書きそろばんではないですけど、社会に出て少なくとも最低、仕事の中で必要な基礎的な学習の能力は身につけてほしいということと、それから、具体的な仕事につく場合に、なかなか現在も中卒ということでの求人はほとんどございませぬので、やはり高卒の資格というのも一つは取ってほしいなと、この2点は考えております。

確かにそれだけが学習の効果かというのはございませぬので、それと、本当に今のやり方がいいのかとおっしゃられた部分もあります。20名という定員は一つは予算の面がございませぬが、3年生に受けていただくということで勧誘をしております。3年生でなかなかいっばいにお声がけをしてもならないという中で、2年生、1年生としております。ですから、当然、3年生がもうさらに対象者等ふえるのであれば、その辺については予算のことも考えていく必要があると思います。

いずれにしても、全市的な教育の学習の学力のアップというのは背景にはあると思っておりますので、その面からも教育委員会とは一緒に話をしていきたいと思っております。

○ 小川政人委員

何かわからんようになってきたけど、きちっと効果を調べて、効果があればそういうことを、宣伝と言ったらおかしいのか、こういう効果があつて、学業が伸びたとかという部分であればいいんやけど、一般家庭でも成績表を見て、子供は成績が上がっておるのか上

がっていないのかとかを見るんやろうと思うと、そういう部分でこういう支援をしておいて、個人情報になるのかどうか知らんけれども、その学校との連絡でうまく、結構効果があるなり、ないなりは調べることができると思うんやろうけれども、そういうところをきちっとして、もし効果があるんやったらもっと予算をふやしてやるべきことなのかなと思うんやけど。

多分親が貧困やで、子供も負の連鎖というのは意味がよくわからんけれども、そういう言い方をすると、学習塾へ行ったら成績がよくなるんやというのと一緒でさ、学校教育が足らんのやという世界の話になってくるので、その辺をもうちょっときちっとやらんとあかんのと違うかなと思うんやけど、確かに行かんより行くほうが覚える機会はふえるんやで、それは効果はあるんやろうと思うけど。

これで、20名で予算は幾らなんですかね。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

194万円です。

○ 小川政人委員

ならちゃんと検証をして、20人で194万円、もっともやったとしても応募者がいないという話もあるのかもわからんし。例えば、どうなの。中学3年生だけで行ってという話な。3年生になったら行ってと、そんなもの行かんやろうと。1年生からずっと3年間行くとか。もし行くとしたら、そういうものと違うの。3年生で急に学習塾に行ったら、それが成績向上、学習支援に直接結びつくのかな。その辺の考え方、どう思っておるんやろうな。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

確かに小川委員ご指摘のとおり、3年生になって急に学習塾に行ってしまうのは遅いように考えます。ですので、ことしも2年生が8名、1年生が2名受けていただいていますので、この生徒につきましては今後もこの事業を利用していただくように勧誘はしていきたいと考えております。

以上です。

○ 小川政人委員

だから、中学生にこういう対象をしておるんやったら、1年生、2年生、3年生と同じ定数だけ持って、継続して3年間やれるように。効果があればやに。なかったらそんなものする必要もないんやけど、あるとあなた方が考えて動くんやったら、そういう3倍にしてもそんな金額大したことあらへんじゃない。500万円か600万円の世界の話やもんで、そういうのをもう取り込んで、急につけ焼き刃で3年生になってからということよりも、やっぱりきちっと3年間を見てやれるような制度に変えていくべきじゃないのかな。

○ 永田健康福祉部長

おっしゃっていただいたように、いかに効果を上げるかというのが大事だというように考えています。一つは、繰り返しですけど、一度教育委員会とも話をしまして、効果が出ているかを確かめさせていただいて、おっしゃっていただいた勧誘の仕方、具体的に効果が出ている、成績が上がっているという部分が認められてPRするとか、それから、親ともう少し、1年生のあたりから進学、高校へのことを早期から話をする中で勧誘をしていく、そういうようなことも考えていきたいと思ひますし、効果が出ていればさらに定員の増員をするかどうかも含めて検討はさせていきたいと思ひます。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他にございますか。

中川委員、関連。

○ 中川雅晶委員

今は多分、苦勞してこのぜひ学習支援を受けてくださいとお願いしたらなかなか来てもらえないという現状もあるんやと思ひんです。公立学校の教育が充実していれば塾は必要ないって、僕も小川委員のおっしゃることはもうごもっともやと思ひんですが、僕の、じゃ、子供が公立学校だけの教育で、自分の思うところの高校に進学できるかという、なかなか難しいという現状もあって、それは、勉強の仕方とかというのもなかなか創意工夫してやってこれるというのもなかなか難しく、少し勉強の仕方とか、ちょっと背中を押すだけでぐっと伸びる子もいますし、3年生は3年生で受験の独特のノウハウというか、

ハウツーといいますか、勉強しどころと違って教えてもらうことで、より自分の可能性を広げられるということもあるので、これはこの事業としては僕は大切やと思うんです。

逆に、なかなかこういう事業があっても、積極的に私が行かせてくださいとかという声がなかなか上がらない。どっちかというところ、こっちから3年生を対象にするけど、3年生は定員が埋まらないので、2年生、1年生へ掘り下げているという、その現状にちょっと問題があるのかなと思いますし、逆に言えば、本来は、1年生、2年生、3年生と全部あったほうが僕もそれは、よりベターやと思うんですが、なかなか行ってもらえない、この授業が思うとおりに行ってもらえない、積極的に向こうから能動的に動いてもらえないというその原因は何なのかなと。一つは、先ほど、課長がおっしゃっていたように、生活保護世帯の親がやっぱり自分の子供の教育に対する、特に教育に対する考え方というのが、認識というのが、なかなか厳しい状況やというのは一つ見えてくるんですが、例えば、もう一つ、少し僕が予測するのは、これはどうしても四日市の中心のほうの塾になると、例えばそこまで通う交通費であったりとか、交通環境とかということも一つ課題があるんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうですかね。ほかにまたあるのであれば、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

先ほど中川委員から交通費のご質問をいただきました。

交通費につきましては、実額、別途支給させていただいております。

それと、ただし、やはり駅前で行っておりますので、なかなか保々とか河原田とか小山田からはなかなか出てこれない現状はあろうかと思われれます。

事業の拡大につきましては、ことし、どこの市とは申しませんが、去年までやっぱり20名の定員で行っていただいたのを倍の40名にふやしたところがあるんですけども、やはり受けていただく方がまだ26人しかおらんよということで、大分苦勞しておる市もございます。

以上でございます。

○ 小川政人委員

関連して聞いていい。

そんな学習塾に固定させなアカンのか、それともお金だけ、塾の費用だけ払ってあげて、

好きな近くの便利なところへ行ってということは考えられやんのか。それは制度として難しいのかな。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

今のところは、先ほどから申し上げましたとおり、駅前の塾で1カ所ですけれども、使い勝手が悪いというのはだんだんわかってきましたので、そのあたり、どうしたらええのかというのは次年度、検討していきたいと思います。

○ 小川政人委員

だから制度として、その近くのもう一番便利なところとか、自分の好きな友達も行っておるわとかというようなところへ行って、その塾代だけ補助をするということは、制度的にはできるんですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

ちょっとできるかできやんか、ちょっとはっきりはわからないんですけれども、制度的にはやってやれやんことはないかと思います。

○ 小川政人委員

そうしたら、四日市市でも広いんやで、さっき言った保々から塩浜とか楠とかあるんやで、1カ所にせんでも、何カ所かに分けて、やっぱり利用しやすいように制度をつくっても利用がしにくい制度なんかつくってもしょうがないもんでな。そこをもうちょっと考えることが必要やろう。

○ 永田健康福祉部長

私のほうからもそういうのではないかということで、内部で議論はしたことはございます。まず、今の事業としては、委託の事業になっておりまして、入札の形は、プロポーザルといたしますか、その形でやっておりますので、全てかなりの数にやるというのができるかというのは具体的な検討が要ると思います。それから、個別に補助するというのは、ちょっと確認が必要であります。難しいのではないかなと思っております。ですから、委託箇所をふやすというのは検討は私どももできるかという議論はしたことはあります。そのと

きに悩んでいたのが、その方が生活保護を受けているということをつかれないような形でやろうとしておりますので、一般の方と同じクラスで同じように入れるような形で、つかれない形でやっております。そのようなことも含めて、何カ所かふやすのは可能かというのは、私どもも検討する必要があると思います。

○ 小川政人委員

委託事業やで、20人委託せんでもええねん、1人ずつ委託したらそんなもの可能やないか。せやろう。1人分委託したらそれでそこでできるわけなんやから。それがそこで生活保護を受けておるか受けていないかがわかるわからんは、それは守秘義務があるんやろうと思うで、それは考え方です。まとめて20人、委託すればいいわけやから、本人に金を渡せんでも、塾にお金を渡して、もう通わなくなったらやめるといふ話の世界の契約をすればいいわけやで、それは考え方です。

○ 伊藤嗣也委員長

武藤課長、先ほどの答弁、部長と違っていただきますので、整理して答弁願います。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

先ほど私もできるかどうかははっきりせんけれどもと答弁させていただきましたけれども、本当にできるのかできやんのか、これから検証してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○ 小川政人委員

だから僕が言ったことも含めて考えてな。委託やったら1人でも委託なんやで。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

そのことも含めて考えさせていただきます。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

○ 中川雅晶委員

ぜひ自分で通える範囲、自転車とか中学校区、ないしは少し隣接していても、ちょっとブロック別にそうやって考えていくことも検討課題かなと思いますので、ぜひ実現いただくようお願いをしたいと思いますし、続けて、違うやつですけど、先ほどの表の県内各市の事業の実施状況のところ、自立相談支援事業の運営方式——これは相談窓口ですね——簡単に言えば、その直営なのか委託なのか。委託というのはこれ、社会福祉協議会に委託されているんですかね。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

県内8市は、全て社協に委託しております。

○ 中川雅晶委員

ということですね。

資料の2ページのその事業、自立相談支援事業の実施状況というところで、四日市市と三重県の状況が出ているんですが、この辺の課題のところが出るのかなと思っていたんですが、この内容とか、例えば、相談窓口に来られる相談の方の例えば男女比であったりとか、年齢であったりとか、それから、ひとり親世帯であったりとか、その相談内容も失業に伴うものなのか、何らかの生活困窮に伴うものなのか、そういういろいろ視点とかというカテゴリーはあると思うんですけど、そういう調査の結果とかはないんですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

申しわけございません。年齢とか男女比の調査はございませんけれども、失業者につきましては、平成26年度で年間162件でございました。

以上です。

○ 中川雅晶委員

僕が言いたいのは、その単年度のやつを聞いているわけではなくて、この自立相談支援事業というのは、やっぱり世の中の動きに少しおくれた形でこうやって窓口で相談がいろいろある可能性が高いし、例えばリーマン・ショックなんかがあると起これば、先ほどもおっしゃっていましたが、家賃の補助とかということもだっと、失業とかで押し寄せる

というふうには思うんですが、そういう状況じゃない中においても、どういう相談で来られたりとか、どういう内容が四日市として課題が見えてくるのかということも、いろんな政策課題というのはここからいろいろ見えてくる部分もあるので、やっぱりその辺の分析もしていただくというのが一つ大きな責務ではないかなと思うんですが、その辺はいかがですかね。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

四日市の特徴としましては、やはり大都市ですので、四日市に行けば何とか仕事があるだろうと思って相談に来ましたという方が非常に多くなってございます。ですから、先ほど数字を述べましたけれども、失業者からの相談というのは非常に多くなっております。

私のほうからは以上です。

○ 中川雅晶委員

僕が言いたいのは——それはそれでわかりますが——少しこの辺もやっぱりデータをとっていかなきゃいけないです。一々公表する必要はないかもしれないですけど、それは、例えば病気に伴うものなのか、家族の何らかのそういういろいろなものの根本的な原因とかというのをやっぱりある程度、相談していく中で推しはかっていくということも非常に重要なファクターの部分であると思うんですけど、だからそれはやっぱり経年的にしっかりとデータとして押さえていくということで、その中からいろいろ政策課題を打っていかなきゃいけない。じゃ、この中の任意事業に、じゃ、何を打ったら効果的とか、その判断にもなってくると思うので、やっぱりそれは、今後、そういうふうなのを詳細に出していただくようにぜひまたお願いしたいと思うんですが、その辺のお考えはどうですか。

○ 永田健康福祉部長

先ほど武藤が申しました失業者が多いというのは事実だと思います。といいますのは、今の相談のやり方としまして、市役所のほうへ来ていただいて相談を受けるという形をとっております。その結果として、生活に困った方がいらっしゃって相談をします。ですから、失業されている方が多いという部分です。私どもとしても、課題に書かせていただいているのは、より効果的に多くの対象者を把握するということを書かせていただいておりますが、その辺がなかなか今の体制、やり方では難しいのかなという現状認識で思っております。

ます。その辺を直営の中でやれるのは、どうしてもそういう職員の数もございまして受け身なものになると。それを掘り出すには、ある部分、委託も含めてやり方も検討しないと難しいのかなというようなことで思っております。その中で今おっしゃっていただいた原因の分析というのは並行してやらせていただきたいというふうに思います。

○ 中川雅晶委員

私は直営やからこそ、よりその辺の分が精度を高めてやっていけるというか、感度をよくしてやっていけるというメリットが僕はあると思うので、ぜひやっていただきたいと思いますし、次、これ、副大臣等がメンバーになって、すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトというのでいろいろ案をずっと検討されていて、ここからいろんな補正予算とか次年度の予算とかに盛り込まれている部分が多分にあるんですが、この中に、生活困窮者自立支援制度の着実な実施とひとり親施策の連携の推進とかというところで項目として挙げて、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の組み合わせにより効果的な支援を行うための支援相談の窓口が連携した好事例を行い共有をすとかということで報告をされているんです。

先ほどちょっと言ったのは、今は、この中にはひとり親世帯の困窮であったりとか、ひとり親世帯の子供の学習支援であったりというものの報告をされていて、窓口に来られているひとり親世帯の比率やったりとかどうなのかなという部分が一つ僕の中に疑問があったのと、あと、この生活困窮者自立支援制度とそこのひとり親施策との連携とかいうのもやっぱりしていかなきゃいけないという視点がこの中に盛り込まれているとおりに、ちょっとそういう認識も必要……。どうしても生活困窮者自立支援制度は先ほども失業者の方が多いとおっしゃっていたとおりに、何らかの形で失業して、経済的に困窮して相談に来られるということが圧倒的に多いのかなとは思いますが、少しその相談窓口の工夫とかによって、その辺の部分もコーディネーターの役割をこれからしていただくというか、相談業務のスキルアップをしていくというか、幅も含めて、深さも含めてやっていく必要が今後あるのではないかなというのが、こういうところの結果からも見えてくるんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうですかね。考え過ぎですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

ひとり親家庭につきましては、市では家庭児童相談室が担当しておりますけれども、ま

ず、市保護課の横にできましたハローワークの就労相談コーナーにつきましては、生活保護は受けていないけれども、働く必要のあるひとり親家庭の親御さんも活用していただいております。それと、月1回、生活困窮者の支援会議というのを行っておるんですけれども、その会議の場には、ひとり親家庭の場合は、家庭児童相談室の職員も出席いただきまして、いろいろアドバイスをいただいております。連携状況としては以上でございます。

○ 中川雅晶委員

ハローワークがあつて、それはそれで非常によいことやと僕も思うし、それは四日市としては充実しているというふうに思うんですけど、ただ、より相談業務のウイングを広げていくということをもう意思決定した場合において、じゃ、今のままの保護課のところの窓口でいいのかどうなのか。もう少し、例えば、プライバシーに配慮した窓口体制であったりとか、相談窓口業務自体を少し工夫をしていかなきゃならないなど。先ほども窓口のところの話もありましたけど、そういうことも含めて検討していかなければ、今言ったようなところのひとり親世帯であったりとか、それ以外も相談業務として連携を図っていくというのがハードの面でもなかなか難しいのではないかなというふうに思うんですが、その辺とか課題とか方向性とかはどう考えておられるのか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

今のところは実現しておりませんが、中川委員に提案いただきましたので、これから家庭児童相談室とひとり親家庭がどんな問題点を抱えておるのか、どうしたらええのかというのは連携していきたいと思えます。

○ 中川雅晶委員

ひとり親家庭は一つ例を出しただけで、そればかりではないんです。いろいろ多分、生活困窮者自立支援法というのは、その生活保護に至る前の全て相談を受けるということが前提ですので、そういういろんな相談を受ける、なるべくワンストップで受けられるような体制を、今、余りにもちょっと保護課と近過ぎて、本来受けなければならないというか、受けてほしい人が受けに行くにはちょっと敷居が高い窓口になっているんじゃないかなというのが何となく肌感覚で私は感じるんですが、となると、それはもう少し相談しやすいような相談窓口のあり方であったりとか、環境であったりとかということも考えていか

なきゃならないんじゃないかなと僕は思うんですが、その辺、部長、どうですかね。

○ 永田健康福祉部長

おっしゃっていただいたように、私もどうしてもこの制度、今、保護課のほうで実施しておりますので、窓口、プライバシーは相談の部屋とかがありますので、ある程度確保はできているんですけども、どうしても生活保護というか、生活困窮の中心というのになっているのは事実だと思います。生活困窮の原因もさまざまあるということでご指摘をいただいている、ウイングを広げろというのもそういう意味だというふうに思います。

武藤が言ったのは、一つはそういうもっと今連携しているのが月1回の会議の中の連携なので、もう少しその連携の仕方を、例えば、お互いがより制度を十分に知って、それぞれに相談の中でも提供できるように知識も蓄えるという部分も必要という意味で言わせていただいていると思いますし、それ以外に、じゃ、今の体制ではなくって、窓口としてワンストップ的にどこかで持つことでできるのかというのは、これは今後の課題だというふうには思っています。その辺は我々もこの制度をどうやっていくか、やはり実際に悩みは、強制力というか、生活保護ですとかなりお金を出しているものですから、かなり市でも強力でやれるんですが、自立するというか、自主的に相談を受けていただく中で進めるものですから、必ずしも継続的にできない場合が結構ありますので、その辺も含めて窓口の問題、それから、継続性の問題と効果の問題で考えたいと、研究したいと、検討していきたいというのが今の私の考えでございます。

○ 中川雅晶委員

ぜひ、武藤課長の立場やったらそういう答弁にならざるを得ないと僕はそう思うんですけど、もう少しやっぱりこの辺、窓口のあり方、今のままがいいのかどうなのかということも含めて、一回ちょっと検討をいただくことが必要ではないかなというふうに思いますし、その強制力がないからとおっしゃいますけど、それはもう少し、この先ほどのすべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトの中にもやっぱり自治体窓口のワンストップ化の推進というふうにして書いてあるんですね。これは相談窓口をもう少しワンストップで相談しやすいような方向で推進して行ってくださいねと。その中にはもちろん生活困窮者自立支援法なんかも含めた話やと僕は認識をしておるので、相談しやすいような、確かに強制力がないから言うことを聞かせられないからというのではなくて、アクセス難民——本来なら

ばこういう支援を受けられるのに、なかなかその支援に届いていない方——というのもたくさんあるので、やっぱりまず、どうしても四日市市というか行政は、窓口相談していただかなければなかなかそこにアクセス、届けられないという部分があれば、まず相談しやすいような環境をつくることによってアクセス難民を少しでも減らしていくというようなことをやっぱり今後考えていかなきゃいけないので、ぜひ検討していただきますようお願いをしておきます。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

○ 石川善己副委員長

済みません、簡単に二、三、答弁をいただいた中で確認をさせていただきたい点があるのでお願いします。

学習支援のところで、先ほど課長のほうから教員のOBを雇用して個別に学習の支援をしている自治体があるというようなお話だったんですけど、ちょっとその文末を聞き取れなかったので、学習支援というのは、直接、個別に家庭で指導をしているのか、例えばどういう学習体系をとっているという親御さんの対応なのか、直接、子供に対して教えておるという意味なのか、それ自体教えてもらえますか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

他市の例を見ますと、直接、1時間から2時間ぐらい、子供に教えます。なおかつ、親御さんが見える場合は、親御さんにも面接しまして、お子様の状況は最近どうですかとか、こうしたらよろしいですよという支援を行っておるところが多いように聞いております。

○ 石川善己副委員長

ありがとうございます。

直接、学習の指導をしておるんですか。公費で家庭教師をつけておると一緒にやり過ぎやなと正直思うんですけど、それ、どうなんやろう。先ほど小川委員とか中川委員も発言の中でありましたけど、基本はやっぱり公教育の中でカバーをすべきものなのかなとい

うのは思っています。それをカバーし切れないところでどうしていくかというところなんですよね。そこはもう本当に学校の質とか教員の質という部分の問題もあるかなと思っています。

それで、なおかつこの制度をやっている中で、やっぱり申し込みが定員に足りないというところで、お願いをして、来て下さいと言いにいくところまでをする必要があるのかというのは正直、私は疑問があって、そこはやっぱり家庭の意識の問題なのかなと。今はもうほとんどいないんですけど、やっぱり、高校なんか行かんでもええわと思っておる親御さんがやっぱりいるのは事実だと思っていて、そういう意識のところに、何とか来て下さいよとやっていくことというのは、僕はやり過ぎなのかなというふうに思っています。

やっぱり、子供のために、将来のためにというところでしっかりと親御さんが考えて、行かせたいけど、金銭的な事情で学習の機会がないところにはきちんと手当てをしていかなあかんと思いますけれども、それ以前の段階の家庭がたくさんあるということだと私は思っているので、その辺のまずは意識の部分に踏み込んでいくようなところの手だても考えていってもらうことがまずは大事なのかなと思っていますので、ちょっと言っておきます。

もう一点が、先ほども部長のほうから負の連鎖でというお話があって、生活保護家庭で育った子供が大人になると生活保護に陥る可能性がすごく高いというのは以前から我々も聞いている話なんですけど、実際、その数字的な部分で、例えば、生活保護家庭で育った子供が大人になったときに、やはり生活保護を受けている割合とかそういうのって、数字的な部分で把握されているのがあればちょっと教えていただきたいんですけど。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

申しわけございません。数字的にはちょっと把握してございません。もう生活保護に陥る方の学歴を見ると、先ほど申しましたように、中学生とか高校を中退というのが案外多いんですね。それをよく見ますので、感覚的に多いと申し上げております。

それと、ちょっと関係ないかもわかりませんが、一つの原因は、生活保護家庭というのは、小学校、中学校の不登校の割合が非常に多いんですね。そういう子が恐らく将来、生活保護に陥る可能性があるかと思います。平成27年度の数字ですけれども、四日市全体の小学生、中学生の不登校の割合は1.4%なんですけれども、保護家庭の小学生、中学生の不登校の割合は16.5%になっておりますので、恐らくこの子らが成人した暁には、ひょっとして生活保護に陥るのではないかと考えられます。

以上です。

○ 石川善己副委員長

ありがとうございます。

やっぱりそのあたりというのが大きな問題やなと思いますので、やっぱりこういう部分の支援もそうですけど、意識的な部分のやっぱりケアというか指導というか、そういった部分をしっかりしていったかんとやっぱりなかなか負の連鎖はなくなっていくかんとしますので、そのあたりのケアもよろしくお願いします。

あと、もう一点、ちょっと知識として教えていただきたいんですけど、本市はやっていないんですけど、家計相談支援事業で、他市が8市やっていますよね。これって、各市で実際にやって、家計簿を出してきているような家庭の件数って把握されています。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

この家計相談支援でございますけれども、これは社協が四日市市でやっておるんですけども、金遣いの下手な人に対してお金を預かりまして一々、数日に1回、お金を届けるという、以前でいいますと権利擁護事業、現在は市民生活自立支援事業というのをやっておりますので、それをやりながら、恐らく他市においては家計簿のアドバイスもしておるといふところだと思いますけれども、ちょっと聞いたところでは、やっぱり事業に乗ってくれる人は非常に少ないように聞いております。

○ 石川善己副委員長

というのが、私がもし相談に乗ってもらう人側の人間やったら、何で家計簿を出さなあかんのやというような意識に、人の財布にまで手を突っ込まんでおいてくれと思う意識があるかなと思ったので、実際にこの事業を利用する方がどれだけおるんやろうなというのが一つと、ちょっとこれを言うと語弊があるかもわからないですけど、やっぱりきちっと家計簿をつけられる人やったら、そこまで落ち込まない人がほとんどなのかなというところの感覚があって、実際に利用がどのぐらいあるのかなと思ったので聞いたかったんですけど、それだけです。

いろいろだらだらと聞きましたけど、いろいろと、この事業以前の部分でやっぱり手を入れていただかんらん部分があるのかなというのをすごく思っていますので、これ以前

の部分をしっかり、という手の入れ方をどこへどうしていったらいいのかということをやっぴりもう一度しっかりとあわせて検証いただきたいなということをお願いして終わります。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

○ 小川政人委員

さっき生活保護家庭と不登校の問題が出ましたやんか。それは、保護家庭は十分子供を義務教育にやれないから不登校になるのか、どういう分析をするんですかね。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

一番多いパターンとしまして、例えば親1人、子1人とします。その親も鬱状態で引きこもっておって、子供の面倒まで見られやんというパターンが結構多いように思われます。あと、それと、親の意識の問題、これは、我々が直していかなあかん問題だと思いますけれども、やはり子供の教育にまで目が届かない、神経が行かないという親も多いように思われます。

以上です。

○ 小川政人委員

いいけど、家庭を保護するよりも子供を保護したらなあかんのと違うの、それやったら。せっかくお金を出して、あんだのところも人手不足やでかわいそうやけど、そういうのがあるということ自体はきちっと指導をしないと。できなかつたらもうそこは子供だけ保護をきちっとしてやる場所が要るのと違うのかな。それはどうなの。それで負の連鎖やとか言っておっても。それはどれだけ保護をしてもあきまへん。子供を保護してやるほうが先と違うかな。貧困だけじゃないやろう、それやったら。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

そのあたりにつきましては、担当ケースワーカーが親に何とか子供を学校に行かせるようにとか、たびたび指導はしておるんですけど、なかなか効果は上がらないところがござ

います。

○ 小川政人委員

だから、指導じゃなくって切り離せさというところ。そんなのできやん人にやれやれと言ったって、できへんやん。病気なんやったらな。それから、知的障害があるとか、こんなのを言ったらあなたのところあれやけど。それで生活困窮であるんやったら、やっぱり同じように知的障害があるというのは別やけど、子供がきちっとしておるんやったら、やっぱり切り離すことは必要やなと思うんやけど。その辺、そういうのを面倒見る施設があるのかないのか。あるやんな。

○ 永田健康福祉部長

正直申しまして、私ども、子供が本当にひどい状態であつたら切り離せないかなというのは考えるところがございます。具体的にやるとなれば、やはり児童相談所あたりと連携をして、親権の問題も含めて可能なかという相談をさせていただくことになろうかなと思います。その辺が今現在はそこまで十分連携できていないのかなということも思いますので、それで救える部分のやはり必要性のある子供について一度その辺の連携は図ってみたいと思います。

○ 小川政人委員

それはもう図ってみたいじゃなくて、もうやられておらなあかんのと違う。今までこれ、統計もとって保護家庭の中で不登校がいっぱいある、ずっと多いとか、そういう学校もわかっておるんやろうと思うし、健康福祉部もわかっておるんやろうと思うと、それはきちっとしてやらな。負の連鎖を断ち切ろうと思ったら、それはしてやらなあかんの。貧困だけじゃないもんな、それやったらな。期待しています。

○ 石川善己副委員長

一言だけちょっと入れさせてもらっていいですか、ごめんなさい。済みません、負の連鎖という言葉があつたんですけど、本当に生活保護が生活保護を生むだけじゃなくて、かなりの確率で鬱病とか精神疾患のある親に育てられた子供というのが高確率で鬱や精神疾患を患う、育成環境によってそういう症状が圧倒的に多発する率が高いという実例が出て

いるので、一刻も早くこれは引き離さなあかん事例やと思いますよ。通常に家庭環境が乱れておって登校できやんのも問題ですけど、それ以上にやっぱり鬱とか精神疾患を親が持っている状況で登校できないというのは、本当に真っ先に手当てをせなあかんケースやと思いますので、それだけちょっと一言言いたかったので、お願いします。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見でよろしいですか。

ちょっと委員の皆さんに伺いますが、他にご質疑、ご意見がある方。

少し、1時間半になりますので、休憩をとらせてください。35分再開でよろしく願いいたします。

11：26 休憩

11：35 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、再開します。

○ 中川雅晶委員

私も先ほどの不登校のこの数字はやっぱりちょっと課題かなと思いますし、さまざまな課題がある中で、先ほども連携をしていかなきゃいけない、教育委員会、それから家庭児童相談室、また、最終的には児童相談所の判断も仰がなきゃいけないという部分で、ケースワーカーも含めて、ここに、やっぱりケースワーカーがそれを発見したら、そういうところに俎上にのせていくという連携をより強固にやっぱりしていかなければならないので、もううちはもう保護課なので任務はここまでとかという話ではなくて、いかに次へつなげていくかということがやっぱりちょっと欠如していると、ここがなかなか厳しいのかなと思いますので。

ぜひそういう保護世帯という視点ではなくて、やっぱりそこにおられる子供、その負の連鎖を何とか是正をしていくというのであれば、やっぱりその子供の教育を受ける機会をどう確保していくとか、子供の環境をどういい方向へしていくかということをやったり

協議するときには連携しなきゃいけないです。教育委員会から俎上に上がってきて保護課も一緒に入るというケースもあるでしょうし、保護課のケースワーカーからここはどうもちよっとと思えば、そういうところへ保護課のケースワーカーから乗せていくということも、やっぱり連携としては必要なので、やっぱりそういう視点はぜひ持っていただきたいと思うんですが、その辺はまずいかがなのかなと思いますし、今度、不登校のことに関して、フリースクールの費用も保護世帯に対してその部分も補助されるというようなことも方向として僕はそういう情報もお伺いをしましたので、やっぱりそういうことも有効に活用していく必要があるのかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

永田部長、一連の質疑、いろいろ出ていますので、まとめていろいろ、ただいまの中川委員の質疑への答弁をお願いします。

○ 永田健康福祉部長

まず、子供の教育を受ける権利といいますか、その部分をやっぱりしっかりやっていくべきであろうという話を保護課に限らずという、視点が狭くならないようにということでご質問をいただいたと思います。

現在ももちろん母子とか、そういうひとり親の家庭のところで、家庭児童相談室も把握はしているとは思いますが、おっしゃったように、私どもが生活保護の世帯の中でつかんだものを十分に情報を共有して、それに対してのケースワーク、どういうふうに対応するかというのが十分にできているか、その辺が課題だというふうに思っていますので、それは一度連携について検証させていただいて、さらなるものが必要か、例えば、今言われたように児童相談所まで相談して上げていくものなのかというのについて検討していきたいというふうに考えております。

それと、もう一つ言われたフリースクールの部分については、もちろん生活保護制度の中で認められていくという意味でおっしゃられたのだと思いますので、そういうものも含めて制度的に認められるものをより広く、生活保護の世帯への指導なり、相談に当たっては、より広い範囲のものを我々が知った上で相談をつなげていく必要があると思いますので、その辺のほうは職員の研修とか教育とか認識のほうを深めていくというのをさせていただきたいというふうに思います。

○ 中川雅晶委員

今、例えば、児童養護施設の中には、単に児童養護施設だけではなくて、乳児院、それから児童養護施設、それからショートステイ事業もされておりますので、ここもやっぱり結構使われているというふうにお伺いをしましたので、こういうせっかく、ショートステイ事業とかも有効に使っていくというのも一つの手だてだと思いますし、家族再生のそういうノウハウもそういうところにはありますので、やっぱり連携する価値は十分にあるのかなと思います。

あと、ちょっとフリースクールの補助は生活保護の中でのあれなのか、別途の補助なのかちょっとわからないので今すぐは答えられないんですけど、そういう、今までは学校ではないということで対象外になっていたのが、新たにそういう対象になっていくというようなことで報道されていまして、ぜひその辺も研究いただきたいなというふうに思います。

それと、もう一点、先ほどは高校の話が出ましたが、今度、せっかくやっとな高校へ行ったと。大学に行こうとしたときに、生活保護世帯が大学へ行くというのは、なかなかこれ、結構至難の業で、きょうの中日新聞にも奨学金制度の批判は出ていましたけど、僕は奨学金制度は奨学金制度としてあって、これがなかった場合の時代は完全にあきらめておいたわけですから、奨学金制度があるから大学へ行けるということも。ただ、余りにも後の大変さを少し給付型をふやしていくとか、返済を所得連動型にしていくという工夫をしていくということは必要やと思いますけど、真っ向から否定するというのはいかなものかなと僕は思うんですが、まだこの奨学金制度は保護世帯でももちろん使えるのですが、実は、大学へ入ったときに、僕も今、大学に入る子供を控えているのでよくわかるんですが、入学するときに期限を決められて大きい単位のお金を納めなきゃいけないですね。これがなかなか手当てがつかないので、あきらめてしまうという可能性があるんです。

先般、児童養護施設にお伺いをして、この辺はどうなんですかとお伺いをしたら、児童養護施設は児童養護施設で、その奨学金とは別にそういう制度を持っていて、入学金は何か手当てはできると。ただ、児童養護施設は、18歳になって大学へ行けば、施設から出なきゃいけないので、その生活がまず、家賃とかが大変になる。それは今度新たに制度として設けるので。

ところが、僕がそのときに思ったのは、児童養護施設ではなくて保護世帯は、そういう

制度がないのでなかなか大学をあきらめてしまうとか、いろいろ工夫しながらとかといっても、いろいろ銀行とか、それから、政府系の金融機関とか、いろいろあっても、保護世帯の方になかなか貸し付けしていただくというのは難しい。なおかつ、生活福祉資金もあるんですが、生活福祉資金も何かそのタイムリーに合わせるというのがなかなか難しく、もう少しこの辺も大学受験とか、そういう入学金を納めるのにタイムリーに県の社協とかも対応していただければ大分救済されるのかなという部分はあるんですが、なかなかそういうハード的な部分も整備されていないので、大学進学はなかなかハードルが高いのかなという現状。この辺もやっぱり同時に是正をしていかなきゃならないんじゃないかなと僕は思うんですが、その辺はいかがでしょうかね。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

確かに中川委員おっしゃるとおり、生活保護では高校までしか認められておりません。例えば、4人世帯で1人高校を卒業して、大学行くよ、あるいは、専門学校へ行くよという方がみえますと、その方だけ保護から対象外になります。先ほど中川委員がおっしゃいましたように、大学に行くには、奨学金、あるいは、社協の貸付を受けていただいてもありますが、非常に社協の貸付も使い勝手が悪くて、例えば、貸し付ける貸し付けやんの審査は、月に1回しか行われませんので、なかなか使い勝手の悪いところがあります。

じゃ、市はどうしていくのかというところなんですけれども、使い勝手の悪いところはあるんですけれども、申しわけございませんが、これから、じゃ、どうしていくのかというところで、今のところ私のほうではちょっと妙案はございません。実際、生活保護世帯で親は生活保護を受けながら、大学へ行っておるという世帯も数件は四日市でございます。ちょっと答えになったかどうかはわかりませんが、よろしく申し上げます。

○ 中川雅晶委員

本当に生活保護世帯で四日市の中でも生活保護世帯の中で大学進学率は本当に数件なんです。これ、現実なんです。やっぱりその原因はさまざまあるとは思いますが、一つは入学金が余りにも多くの金額がかかるということがあるので、少なくとも、行政のできることとしては、やっぱり市からそういう実態があるので、社協に対してやっぱり意見を申し上げるということはずいぶんやっていただきたいと思いますので、よろしくご

たします。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

社協に対しては、このような声があるということを強く訴えていきたいと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

社会福祉事務所長、よろしいですか。何か答弁ございましたら。

○ 栗田健康福祉部理事兼社会福祉事務所長

皆様のご意見を伺って、私も日々、保護課の決裁をさせていただく中で思うことがたくさんありまして、こういう制度があったらいいよねと思うこと、日々頭の中ではいっばい思うんですが、現実、奨学金のことも含め、大学の進学のことでもそうなんですが、現実には厳しい。生活保護家庭に限らず、大学に入るときに費用が非常にかかるというのは、保護までは行っていなくても割と普通の生活をしていても大変なことです。生活保護家庭に特化した問題ではなかなかないので、そこだけに何か制度というのはやっぱり難しいのかなと思っております。そういったこともありまして、今後は、きょういただいたご意見を十分肝に命じまして、新しい施策がまた展開できるように努力してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

よろしいですか、中川委員。

他にございますか。

○ 森川 慎委員

さまざま事業をしてもらっているんですけども、こういう事業があるよということの広報とか情報発信といったことはどのようなことをされているかって、ちょっと教えていただけますか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

申しわけございません。今、広報のほうは出しておりませんが、ちょっと遅きに失したかわかりませんが、チラシを作成しておりますので、もうすぐでき上がりますので、いろいろなところへ置かせていただきたいと思います。地区市民センターとか、3階の社会福祉事務所の各課とか、置かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 森川 慎委員

それこそこの自立支援相談事業の対象になる人って、なかなか地区市民センターへ行ったりとか、役所へ行ったりとか、そういう機会というのはほぼないのかなという思いがしますし、この中間的就労の推進も、僕も元ニートとして今ネットなんか見ていたんですけども、四日市就職とか就労と検索しても、全然そこへヒットしないですし、引きこもっている人とか、情報アクセスって多分、インターネット、スマートフォンを使ってぱぱっと見るぐらいしかないのかなというのが現状としてあると思うので、ぜひそういうところも、もうちょっと機会をふやしてほしいというのがあります。

例えば、近所の人とか友達が困っているという、我々が何とかしてあげたいと思ったとしても、こういって事業をいろいろされているんですけども、こういうことがあること自体、まず、少なくとも私、あれかもしれないですけど、生きてきた中で、なかなか触れる機会というのはなかったし、本当に身近で困っている人に助けてあげたいという人にとりあえず市役所に行ってよと言っても、そういう人はなかなかやっぱり行きづらい、敷居が高いし、どこへ行ってもええかわからん、どこで相談していいかわからん、そういうのが絶対あると思うので、ぜひその辺をちょっと、もうちょっと一般に浸透してもらえような、何かそういうちょっとアイデアなり考え、もうちょっと柔軟な対応を広く広報できるようなことを考えていただきたいと思いますというふうなことが思います。

何かご意見、ちょっといただければ。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

3ページのほうで生活困窮者を発見する方策の検討というところで述べさせていただいてありますが、現在は、生活保護の相談の中から対象者を発見しておりますが、今後、例えば、民生委員さんと連携して、こんな人おらへんかとか、自治会長さんと会う中でどうやろうというふうなことをしていきたいと考えております。そういう人がみえれば、こち

らへ来ていただくのではなくて、こっちから出かけていったらどうかというふうなことも、その対象者が膨大になると全部に対応するのが難しいかもわかりませんが、そんなことも検討しております。よろしくお願いします。

○ 森川 慎委員

人がおらへんというのも出ましたし、やっぱり本当に情報弱者の人がすごく多いんだと思うんです。自治会なんかには当然参加していない人のほうが多いだろうし、民生委員というのがあるというのもそもそも知らない人もいっぱいいるんじゃないかなというふうに私の実感として思いますので、何かもっとスーパーにチラシを置いてもらうとか、そんな、ちょっとなかなか効果はあれかもしれへんけれども、一般の生活の中でそういった制度があるんだよというような触れる機会というのをもっともっとふやしていただけたら、もうちょっと何か全体的にこういう受けてもらう、学習支援もそうですけれども、何かそういう意識をつくっていくというのがすごく大切なんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひいろいろ考えていただけると、大変ですけれども、お願いしたいと思いますので。

以上です。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

この場で、こんなええことをしますというのがちょっと思い浮かばないんですけども、今後は広めるような方策を検討していかせていただきます。よろしくお願いします。

○ 森川 慎委員

ぜひインターネットの件はちょっと考えてほしいと思います。若い人って、やっぱりもう今、なかなかテレビを見ずに、インターネットの掲示板を見たりとか、ぱかっと検索してグーグルに出てくるようなところにまずアクセスするのかなというふうに思いますので、そういう総合的なサイトをちょっとつくってもらうとか、そんなこともぜひ考えてもらえらるともっといいのかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○ 伊藤嗣也委員長

意見でよろしいですか。

○ 森川 慎委員

意見です。

○ 伊藤嗣也委員長

武藤課長、先ほどおっしゃいましたチラシをつくった後、できましたら、議員に配付とか、データでもいいんですけど、その辺もご検討いただければと思うんですけど、いかがですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

わかりました。そのようにさせていただきます。

○ 太田紀子委員

済みません、ちょっとお尋ねしたいんですけども、先ほど説明いただきました居住確保支援ということで原則3カ月、最小9カ月と聞いたんですけども、例えば、もう10カ月目になったら生活保護になるとか、また、これは失業保険をもらっている方が失業保険だけでは生活ができないよと、だから、住宅の支援だけはしてもらえないかといった場合に使えるものなんでしょうか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

9カ月を過ぎた後どうするのやという質問でございましたけれども、データの的にこれだけというのはないんですが、私の感覚では、9カ月を過ぎれば、生活保護になるというのはあんまりないようです。というのは、住宅確保給付金というのは、もらえる要件が生活保護よりちょっと甘くなっておりますので、例えば、単身ですと、預貯金、生活保護ですとほとんど10万円以下でないと受けられませんけれども、住宅確保給付金ですと、50万円以下であれば受けられますし、2人以上ですと100万円以下であれば受けられますので、生活保護に9カ月後になるというのはあんまりございません。

それと、失業保険を受けながらもらえるのかということでしたけれども、収入要件としまして、単身で月8万4000円プラス家賃、ですから家賃が3万円ですと11万4000円までですともらえますし、2人世帯ですと17万円プラス家賃相当という収入でもらえますので、それに該当すれば失業保険を受けながらでもらっていただくことができます。

以上です。

○ 太田紀子委員

逆のことを言いますと、保護に至る方は少ないと聞いていますけれども、結構、じゃ、就職がうまくいっているよということでもとれるということなんでしょうか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

就労支援はさせていただくんですけれども、どうでしょう、就労が決まったから切れるというケースよりは、もう9カ月を迎えちゃうという人のほうがこれも感覚ですけれども多いように思います。

以上でございます。

○ 太田紀子委員

ありがとうございます。

でも考えたら、その後、この預金がなくなったら保護ということも往々にして考えられるということですよ。やっぱりそれよりも再就職してもらうということが大事なのかと思うもので、この9カ月を過ぎてもそういう部分で相談に乗っていただけるような窓口をつくってもらうように、延長してという形でつくってもらえればもっとよりよい、使い勝手のいい支援になるんじゃないでしょうか。意見として。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

もちろん9カ月を過ぎましても、生活困窮者には違いございませんので、就労支援はさせていただきます。

それと、余りこの場で言わないほうがいいかもわかりませんが、やはり、就労意欲に問題がある方が多くて、幾ら頑張っても支援させていただいても、就労に結びつかないというケースも多々ございます。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

○ 森川 慎委員

就労支援って具体的にどんな感じの流れなんですかね。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

今、就労支援員が生活困窮者で2人、生活保護世帯でも2人おまして、まず最初に、面談で、あなたはどういう仕事を今までしてきたのか、どういう仕事がしたいのか等々を聞くのと、それと、最初に履歴書の書き方、これを指導します。あとは、ただひたすら隣のハローワークとか四日市のあそこのハローワークへ就労支援員と同行して、仕事を探しに行きます。それとあと、電話や手紙でこういう仕事がございますよというお知らせもしております。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他にございますか。

○ 小川政人委員

余分なことを。

人員をふやすという、何でも引き受けます、引き受けますと言っておったけど、スタッフはおらんのにできへんのを、その辺、どう考えておるんですか。また来年度も人員をふやすように要求しておるんですかね。

○ 永田健康福祉部長

まず、保護課自体といたしましては、やはり人員が足りないということで毎年要求をさせていただいています。委託ということを行いましたのも、やはり人の問題もあるものですから、社会福祉協議会でありますとか、例えばそういうところには生活支援コーディネーターの方とか、そういうより幅広く相談にも乗っているようなこともつくってきておりますので、そのような人とも使いながら対処をしていくと。ただ、おっしゃられるように全部はできませんので、言葉は悪いですけど、優先度の高い方をより相談に乗っていくこ

とになるかとは思いますが。

○ 小川政人委員

平均残業時間は何時間ぐらいです、ケースワーカーとして。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

今、正確な数字はちょっと持っておりませんが、大体、20時間から30時間あたりだと思います。

○ 小川政人委員

後でええで、正確なやつを頂戴。

○ 伊藤嗣也委員長

資料要求ですが、よろしいですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

わかりました。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にご意見、ご質疑もないようでございますので、本件につきましてはこの程度といたします。お疲れさまでございました。

本日の所管事務調査は終了いたします。

インターネット中継はこれにて終了いたします。

委員の皆様の一つお願いがございます。先日のシティ・ミーティングでの市民からの意見の整理につきまして、少しお昼にまたがりますが、お時間をいただきたいんですが、よ

ろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なら、理事者入れかえますので。

○ 樋口龍馬委員

委員長、済みません、私、監査が入っているんですよ。なのでここで一回失礼して。

もう内容については、皆様にお任せいたしますので。資料は読ませていただいておりますし、内容についても、おおむね了承しているところでございますので。

恐れ入りますが、済みません。

○ 伊藤嗣也委員長

理事者入れかえを行いますので、トイレに行かれる方だけ、どうぞお願いします。

済みません、お待たせしました。ちょっと時間かかってしまいました。

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、その他事項について挙げさせていただきたいと思います。

11月定例月議会の議会報告会、シティ・ミーティングで出された市民意見をまとめたものを資料案としてタブレットに送信させていただいておりますのでごらんください。ない方は事務局のほうに要求してください。

議会報告会に関する意見が2件、シティ・ミーティングに関する意見が11件、計13件のご意見がございました。内容については事務局、説明よろしく願いいたします。

○ 一海議会事務局主幹

議会事務局、一海でございます。

まず、ナンバー3をごらんください。

大矢知中学校問題に関連して学校規模等適正化について議会での議論を求めのご意見をいただきました。これについては、一昨日の議員説明会にて全議員でご議論いただいておりますので、その旨を記載した上で③その他意見として整理いただいております。

次に、次のページ、ナンバー11をごらんください。

学校施設の開放に係る事務手続について委員会での確認を求めるご意見でございました。こちらは、②各常任委員会で協議すべき意見に整理した上で、この後、事務手続について教育委員会からご説明いただきます。

これら2項目以外の意見については、全て③その他意見に整理いただいております、うちナンバー1の(2)、(3)、ナンバー4、ナンバー6からナンバー9まで、ナンバー10(2)、ナンバー12については所管部局に市民からの意見としてお伝えするとして整理いただいております。

説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

それでは、ナンバー11のご意見に関し、教育委員会から学校施設開放における事務手続について事実確認の説明を求めたいと思います。教育委員会からは、資料を配付して説明を行いたいとのことでもありますので、これより配付いたします。配付をお願いします。

教育委員会、説明をお願いいたします。

○ 川森スポーツ課長

失礼します。スポーツ課の川森でございます。

私どもの配付させていただきました資料、資料1から資料4までございますので、ご確認をいただきたいというふうに思います。

まず、ご質問の内容、学校開放における利用許可書の学校印の押印についてということでご説明をさせていただきたいと思いますが、学校開放につきましては、社会教育法第45条に基づきまして、市民が気軽にスポーツに親しんでいただくため、また、身近な場所で会合等を開くことができるよう、学校運営に支障のない範囲で運動場や体育館、特別教室等をできるだけ簡便な手続で地域住民に貸し出しております。その手続につきましては、四日市市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則に定めているところでございます。具体的な手続につきましては、資料1を見ていただきたいというふうに思います。

資料1の2番目でございますが、平成27年5月までは、利用者の利便性を図るため、利用団体が学校に利用許可申請を提出しまして、教育委員会が学校長に代印執行をお願いす

ることで、学校印を押印し、利用団体に利用許可書を交付しておりました。

資料2をごらんいただきたいと思います。

これが具体的な学校施設利用許可書でございますが、これは複写になっておりまして、その前段には同じ書式での上が申請書という形になっているものでございます。この学校利用許可書のほうの真ん中あたりに四日市市教育委員会という記載がございますが、その右側にちょっと太く囲ってございますが、そこに学校印を押していたというものでございます。

この許可書への学校印の押印につきましては、昨年5月に公印の不正使用ではないかのご指摘をスポーツ課に寄せられたわけでございます。この結果、余り適切でない判断をいたしまして、6月以降の許可書については、利用許可申請書を学校からスポーツ課へ送付していただきまして、教育委員会印を押印して許可書を学校を通じて交付する対応に変えさせていただいております。これが資料1の3、利用許可手続の流れをこういうふう

に6月以降は変えてございます。

なお、5月まで学校印を押印していたことにつきましては、弁護士相談を行いまして、資料4を見ていただきたいと思いますが、資料4のとおり、回答というのが中段から少し下のあたりにございますが、その3行目あたりから、上記手続について、教育委員会が各学校に包括的な権限行使を承認ないし承諾していたと見るのが相当で、法的には、学校が教育委員会の名義を冒用し、あるいは不正使用したということにはならず、したがって、刑法第165条の責任を問われることはない、そういうようなご見解をいただいております。

もう一つ、済みません、2枚の許可書が交付されているというご意見がございまして、それに対する私どもの説明につきましては、先ほどもご説明させていただいておりますように、平成27年6月以降の許可書につきましては、教育委員会の印を押印して交付しております。既に6月以降の許可書を交付している団体につきましては、資料3の下2行に記載しておりますが、各団体と連絡をとっていただき、差しかえ及び古い登録書・許可書の処分をお願いいたしますということで、各学校に示させていただいておりますけれども、こういう形で差しかえのお願いをさせていただきました。

このシティ・ミーティングで発言された方につきましても、同様に返却をお願いしておりますが、いまだにお返しいただけていないというような状況でございます。したがって、発言者の方のお手元には2枚の許可書があるという状況でございます。

なお、新しく教育委員会の印を押した許可書が交付され、学校印を押した古い許可書が手元に残っていたとしても、宛名や内容は同一であり、特に問題は生じないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご意見や確認したい事項等がございましたら、ご発言願います。

○ 小川政人委員

返してもらえやんの。あれ、職員OBの人やったと思うたけど、そんなのはきちっと説明して、返してもらえると違うの。

それと、別段規則を変えればええやん、教育委員会の許可じゃなくって、学校の許可にしたら、それでややこしいことせんでもええんやろう。もっと便宜を図るというのが大事なことやで、教育委員会の許可が要するという規則にしておるで、こうやって言われるわけで、教育委員会にかわって学校長が許可できるということにすれば学校の印だけで済むわけやから、それは考えなあかんと思うんやけどな。

○ 川森スポーツ課長

通常、学校の施設の利用につきまして、単発的な、例えば自治会さんが運動会をされるとか、そういった単発的な1日限りでの使用ということにつきましては、学校教育法におきまして学校長の権限で許可できるというふうに定められているところでございますが、こういった学校施設の開放ということにつきましては、単発的といいますか、定期的に開放、施設を借りられるということでございますので、これにつきましては、文部科学省のほうから――当時は文部省でございましたけれども――教育委員会の権限で行いなさいと、こういうふうに通知がされているところでございます。

したがいまして、教育委員会のほうでしているところでございますが、小川委員おっしゃるように、事実上全てのものを各学校の実情等を全部把握して、一つ一つを全て許可するというのはなかなか難しいところでございますので、実際は学校のほうにかなりの利用

者からの書類等を受け取っていただいたりとか、そういったことについてはお願いをしてきたというところがございます。あわせて、そのときに利用許可もしていただいていたというところがございます。

したがいまして、おっしゃられたように、規則の改正という形では、学校長にその許可をするというような形ではちょっと、先ほど申し上げましたように文部科学省の通知から少し反することになりますので、そのあたりはもう少しうまくできるような状況で規則改正も考えてまいりたいというふうに考えているところがございます。

○ 小川政人委員

ようわからんけど、学校も教育委員会の中の一つでしょう。違うのかな。学校は別なの。

○ 川森スポーツ課長

市立小中学校につきましては教育委員会の一部でございますけれども、若干、そのあたり、各施設を預かる学校長の権限というのと、それから、それ以外のものという形で教育委員会が持つ権限というものが若干整理されて、学校教育法の中に記載されているのかなというふうに思っております。ただし、同じ教育委員会の中だから権限を委任したらいいじゃないかというふうなお話もございますが、この問題が起こりまして、私どもも他の各市町の状況も調べさせていただいたところがございますけれども、学校に権限をおろしているというのはなかったというような状況でございます。

○ 小川政人委員

そう言われると、何か文句を言おうと、学校開放のときに、そしたら教育委員会は必ず出て行っておるのか、開放を決めるときに。行っていないやろうが。

○ 川森スポーツ課長

おっしゃられるとおりで、必ず出ていけるものではございませんので、たとえ書類を送っていただいたとしてもなかなかというようなところはございますが、このあたりは先ほど申し上げましたように今後の規則の見直し等で、あるいは、運用の見直し等でうまく整理をしていきたいというふうに考えているところです。

○ 小川政人委員

印鑑が問題じゃなくって、許可権限を、許可をするのは開放委員会かどこかでしておるわけやろう。教育委員会、学校が許可しておるわけやんか。実務と違うやない、こんなの。判だけの話と違うで、こんなもの。教育委員会が許可するというんやったら、教育委員会がきちっと開放の許可のときに出て行ってやな、権限を行使するということやない。そうじゃないやろう。学校に任せておりますやんか。そうしたら、印鑑の話じゃなくって、きちっとしやいいやんか、それを。委任しておるやんか、現実、実務的に。しゃちほこばったことを言うんやったら、そうですね。教育委員会が行って、きちっと関与して許可するという。

○ 川森スポーツ課長

おっしゃられるとおりでございます。ございますが、一応、規則もあるというような状況の中でございます。規則があるというような状況の中でございますので、規則を守った上で運用をつくっていきたい、そういうふうなところでございますので、若干、その規則の部分についても改正し、運用を変えていくというようなことでございます。

○ 小川政人委員

規則というのはどういうことやろう。今は守られていないということをおっしゃるのか、そうすると。規則は。

○ 川森スポーツ課長

私どもが先ほどの弁護士さんの見解にもございましたように、私どもとしましては、基本的には、学校に学校印を押していただく代印という形で直接交付をしていると。利用団体に直接交付を学校にさせていただいているということでございまして、特段、規則に違反してやっているという認識はございませんでしたが、若干、あくまでも教育委員会が許可をするという部分につきましては、全てを教育委員会の部分から若干、学校のほうにも運用の見直しの中でやっていきたいなというふうに思っているところでございます。

○ 小川政人委員

一つ、これ、間違っておるかもわからんけど、例えば、市長印でも幾つかあって、市長

が押さんでもかわりの人が押しておるわな。そういうことあると思うんやけど、教育委員会の印鑑も各学校で配付しておいて、ぼっとかわりに押せるようにしておきゃ、一緒のことと違うの。

○ 川森スポーツ課長

ご指摘を受けました、そういったことも実は考えてまいりました。市長印に関しましては、各部局の、例えば、四日市市長の印というのの下に例えば教育委員会なら教育委員会という、こういうものが入っています。何々部局であれば何々部局という形で入っているわけでございますけれども、教育委員会の印を全て60校に対して配付するというのも、公印という立場上、かなり厳粛に扱っていただくという必要も出てまいりますので、そのあたりも何かいい方法がないのかなというふうな形で、私どもとしましては、一番最初の学校を使っていただくということに対しての許可は教育委員会の印で許可をしたい。それから、各学校で日付をこの日にこの施設を利用するといったようなものについては、できれば運営委員会に委託する形で、運営委員会印を押して利用していただきたいなというふうに思っているところでございます。

○ 小川政人委員

わかったけど、使い勝手のええようにきちっとやったほうがええ。現実に合わせて。規則は規則やと、現実と合わん規則なんかは文部科学省に文句を言って変えたらええねん。

○ 寺村副教育長

小川委員ご指摘いただいておりますように、現実の運用も十分頭に入れながら、柔軟な、これはあかんと言われるような方法じゃなくて、実態的に認められる範囲内で柔軟に対応できていくような規則に考えていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

許可書の差しかえの件はよろしいですか。できない件は。

○ 小川政人委員

本人がいやと言っておるのやで、しょうがないわな。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

○ 石川善己副委員長

済みません、簡単に。

これからの差しかえについてはやっぱり現物を持ってきて、その場で差しかえるということ徹底してもらわんとこういうケースが万が一出てくることあるのかなと思うので、そのあたりを徹底をお願いしたいというのが一つと、1個確認したいんですけど、公印を押す場合というのは、公印の台帳があって、何月何日誰が何に押したかというような記録はちゃんととってあるんですよね。

○ 川森スポーツ課長

一応、そういう形をとらせていただいております。

○ 石川善己副委員長

印鑑をふやしてどうのこうのというやりとりもありましたけど、そういった場合もきちんと各現場で押せるようにするのであれば、そういったことの徹底もきちんと継続してやっていただくようにだけ。事前にやっぱり、実際に印鑑を押すという作業は校長ではないと思うんですよ。校長印を押していただくケースになったとしても。その場合に、きちんと校長の目が通るような事前に申請をして、この書類を押しますということで、校長の確認印が押されてから公印を押していただくという手順だけは忘れないようにだけちょっと徹底をしていただきたいと思いますので。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、本件につきましてご異議のある方はおられますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしでよろしいですか。

ご異議ないようでございますので、それでは、市民意見に対する当委員会としての整理につきましては、今ご確認いただいた内容をこのA3資料の表、ナンバー11に追記した上で、冒頭事務局が説明した内容で議会運営委員会に報告させていただきたいと思いますが、その取り扱いでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、そのような取り扱いにさせていただきます。

なお、議会運営委員会に報告する前にこのA3資料の表に追記した内容をメールで各委員に送付いたしますので、ご確認いただきたいと思います。また、このご意見を出された方からは、回答を求められておりますので、こちらについても回答案を取りまとめますので、あわせて事前の確認をお願いいたします。

それでは、そのような取り扱いにさせていただきます。

なお、今回の議会報告会における参加者のアンケートの結果を取りまとめた資料をタブレットに送付しておりますので、ご確認をください。

他に委員の皆様から何かございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なければ、以上で全ての事項が終了いたしましたので、委員会を閉じさせていただきます

す。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご苦勞さまでございました。

12 : 19 閉議